

| 災害事例 |   |     |   |
|------|---|-----|---|
| 事故の型 | 墜落、転落   | 起因物 | 地山、岩石   |
| 発生状況 | <p>勾配(25度から38度)の斜面における皆伐の木材伐出作業において、グラブプルが伐倒木を斜面下方に位置する土場方向に順次移動させる作業中、グラブプルが掴み移動させた伐倒木が斜面に集積した他の伐倒木等の上を滑るように土場方向へ滑落し、玉切材を積み込むため土場横の作業路に停車していた林内作業車の運転席で待機中であった被災者を直撃したものの。</p>   |     |   |
| 原因   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●斜面上で伐倒木の集材作業を行うときに、あらかじめ、当該作業を行う場所の状況、使用する重機の種類及び能力に適應する安全な作業計画が定められていなかったこと。</li> <li>●グラブプルによる集材作業と土場付近での造材作業が、上下作業で行われていたこと。</li> <li>●斜面に集積した伐倒木が滑ることによる危険を防止するための杭止め等の措置が講じられていなかったこと。</li> <li>●伐倒木等が滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所(土場付近)を立入禁止とせず、労働者を立ち入らせて土場周辺作業を行わせていたこと。</li> <li>●グラブプルによる集材作業と土場付近の造材等の作業の間に、両者の作業間の連携を図るための合図等の措置が講じられていなかったこと。</li> <li>●集材のためグラブプルが斜面に集積させた伐倒木の集積状況が、伐倒木の滑走を促すようにつくられた滑路(傾斜路)のような形状となっていたこと。</li> <li>●被災者に激突した伐倒木の形状が、伐倒後のグラブプルによる集材等により枝葉が残っていない状態となり、滑走しやすい形状であったこと。</li> <li>●現場における安全衛生活動等が不足しており、現場作業員全員の危険感受性が低い状況の中で上下作業等の危険作業が日常から繰り返されていたこと。</li> <li>●林内作業車の運転室が、昇降口にサイドドアの取付けが無い構造のものであったこと。</li> </ul> | 対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●伐倒木の集材作業を行うときは、あらかじめ、当該作業を行う場所の状況、使用する重機の種類及び能力に適應する安全な作業計画を定めて作業を行うこと。</li> <li>●斜面上で集材作業を行うときは、上下作業を行わないこと。</li> <li>●斜面に集積した伐倒木が滑ることによる危険を及ぼすおそれがあるときは、滑りを防止するための杭止め等の措置を講じること。</li> <li>●伐倒木等が滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所は立入禁止とし、労働者を立ち入らせないこと。</li> <li>●グラブプルによる集材作業を行うときは、付近の造材作業等の作業との間に連携を図るため、合図等を定め、合図に従った作業を行うこと。</li> <li>●斜面においてグラブプルによる集材を行うときは、斜面上に集積させる伐倒木の集積状況が、伐倒木の自重により伐倒木の滑走を促す滑路(傾斜路)のような形状(不安全な状態)をつくりださないこと。</li> <li>●集材する伐倒木の形状が枝葉が残っていない状態等滑走しやすい形状である場合は、斜面における集積を避けること。</li> <li>●林業現場において、毎日現場安全衛生活動を確実にを行い、現場作業員全員の危険感受性を高めて作業を行うこと。</li> <li>●伐倒木が飛来するおそれのある作業場において使用する林内作業車は、運転者の安全を確保するため運転室が保護構造のものを使用すること。</li> </ul> |
|      |   |     |   |